

令和5年 第4回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 令和5年12月8日
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
1. 開 会 令和5年12月8日 午前 9時00分
1. 閉 会 令和5年12月8日 午後 1時13分
1. 出席委員
委員長 源 正樹
副委員長 兵頭 学
委員 宇都宮久見子
委員 佐藤 恒夫
委員 中村 敬治
1. 欠席委員
委員 和氣 数男
1. 出席説明員
建設部長 三瀬 計浩
産業部長 和氣 岩男
上下水道課長 紙崎 順一
建設課長 宮本 勘滋
林業課長 酒井 淳二
経済振興課長 浦田 和喜
農業水産課長 松末 博
上下水道課長補佐 末盛 桂子
上下水道課長補佐 清水 宣行
上下水道課係長 山本 裕樹
上下水道課係長 山本 新也
建設課長補佐 水野 直樹
建設課長補佐 桐山 正男
林業課長補佐 河野 貴之
林業課長補佐 清家 祐一
林業課係長 松本 知也
林業課係長 山村 正志
経済振興課長補佐 古川 郁夫
経済振興課主任 竹本 明人
農業水産課長補佐 林 敬治
農業水産課長補佐 濱田 信也
農業水産課係長 清家 卓
1. 出席議会事務局職員
書記 三好 祐介
1. 会議に付した事件
議案第80号 西予市城川特産品センター条例の
一部を改正する条例制定について
議案第81号 西予市城川食肉加工センター条例

の一部を改正する条例制定について

議案第84号 西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について

議案第85号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について

議案第86号 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について

議案第87号 西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について

議案第88号 新たに生じた土地の確認について

議案第89号 字の区域を変更することについて

議案第90号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)

議案第92号 令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第95号 林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前9時00分

○兵頭副委員長

これより令和5年第4回定例会産業建設常任委員会を開会いたします。

開会に当たり委員長より挨拶があります。

○源委員長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

次に、三瀬建設部長より挨拶をお願いいたします。

○三瀬建設部長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。また、委員会室への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【建設部】

【上下水道課】

○源委員長

それでは、ただいまより建設部に係る議案についての審査に入ります。

まず、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、上下水道課所管分についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

それでは、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、給水人口100人以下の県条例水道等維持管理事業の補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、今年度の緊急対応修繕が多発したことにより修繕費が不足するため増額をするものです。

一般会計補正予算書 17 ページをお開きください。

歳出でございますが、4款衛生費、4項1目水道費、10節需用費、修繕料を294万4000円増額し、補正後1億1181万2000円としております。

歳入でございますが、9ページをお開きください。

12款分担金及び負担金、1項分担金、4目衛生

費分担金、1節水道費分担金、県条例水道等整備事業費分担金を239万9000円増額としております。

11ページをお開きください。

18款繰入金、2項基金繰入金、39目県条例水道等基金繰入金、1節県条例水道等基金繰入金を54万5000円増額しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○佐藤委員

県の条例水道の修理代で294万円補正ということですが、この修理代というのは、どのような修理の予算をとられてるのかをお聞きすると、条例水道というのは、西予市に何カ所あるのかをお伺いいたします。

○紙崎上下水道課長

ただいまの御質問でございますけれども、条例水道の修繕でございますが、管路等の漏水による修繕、また、浄水場内の施設の修繕が主な修繕となっております。

県条例水道以下の施設の数でございますけれども、全部で66施設ございます。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時09分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前9時09分）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、上下水道課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時10分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時10分)

続きまして、議案第92号「令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)」についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○紙崎上下水道課長

議案第92号「令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)」について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、西予市浄化センター及び中継ポンプの維持管理業務、農業集落排水の永長、神野久、田之筋、中川、石城、多田、明間の各浄化センター及びマンホールポンプの維持管理事業における令和6年度の債務負担行為を設定するものであります。

下水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

現在稼働中の各浄化センター及びマンホールポンプの維持管理事業につきましては、今年度に引き続き、令和6年4月1日から業務を実施する必要のあることから、今年度内に当該業務の受託業者の決定など事務を進める必要があるため、第10条のとおり債務負担行為を設定するものであります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

これより本案に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

結構ある施設、農業集落排水の関係が主ですけども、委託先というのはどこになっておって、これずっと変更なしできとるんかなと思うんですけども、何年ぐらいになるんですか、その委託先に委託して。継続しながら委託みたいになるんですけども、どうなっておるんですか、その辺の実態は。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時13分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時16分)

○紙崎上下水道課長

農業集落排水につきましては、当初は地元の管理ということで管理をしていただいておりますが、市に移管されてからは、入札によりまして管理委託業者を決定させていただいております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第92号「令和5年度西予市下水道事業会計補正予算(第2号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時17分)

【建設課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時20分)

続きまして、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち、建設課所管分を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○宮本建設課長

それでは、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」建設課所管分について御説明申し上げます。

予算書は18ページになります。資料は説明資料①を御覧ください。

8款土木費、1項土木管理費、2目急傾斜崩壊防災対策事業費、がけ崩れ防災対策事業において、14節工事請負費500万円を増額するものでございます。

当事業は、愛媛県がけ崩れ防災対策事業及び集落避難保全斜面地震対策事業を活用し、急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、土砂災害の防災・減災を目的とした工事を実施する事業でございます。令和5年度9月補正にて、追加要望した4カ所のが

け崩れ防災対策工事のうち、県補助事業の1カ所で詳細設計の結果、新たな崩壊箇所が確認され、施工延長が33メートルから44メートルとなり工事費が不足することが判明したものでございます。3カ所の市単独事業については変更ございません。財源内訳は、県補助金300万円、起債130万円、寄附金75万円となっております。

続きまして、予算書は19ページになります。資料は説明資料②を御覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、県営道路事業負担金事業におきまして、18節負担金補助及び交付金544万1000円を増額するものでございます。

当事業は、愛媛県が市内で実施する道路事業に対して、愛媛県土木建設事業負担金条例第2条に基づき、市の負担金を支出する事業でございますが、愛媛県9月補正にて、生活道路4路線の保留解除、地震防災6路線の増額、地震防災1路線の追加により負担金の増額となっております。財源内訳は、起債520万円、残りは一般財源となっております。

続きまして、予算書は19ページになります。資料は説明資料③を御覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業におきまして、13節重機借上料665万1000円を増額するものでございます。

当事業は、建設課が所管する市道や法定外公物の維持管理事業でございますが、野村地区と城川地区において、維持管理に係る重機借上料を補正するものでございます。内訳は、野村支所が469万1000円、城川支所が196万円、全て一般財源となります。

以上、「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○兵頭副委員長

18ページの資料を見ますと、もともと9月補正で33メートルですかね、12月で新たに11メートル、これは当初見込んだ幅より11メータ

一増えたという話ですけど、9月に調査した段階ではそこまでは分からなかったということではないですかね。どういう考えで増えたのか説明願ったらと思います。

○宮本建設課長

9月補正時のときは、まだ詳細設計が完了しておりませんでしたので、今回12月補正までに詳細設計が完了し、新たにその結果、危険箇所が見つかったと。その区間が11メートルということで、33メートルから44メートルに延長せざるを得なかったという内容となっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

19ページの県営道路事業負担金事業というのが544万1000円ということで、先ほどの説明では、県の9月補正により割当てがあったという説明だったんですが、これは9月補正で県で可決されるというか、そういう手続を経て、県から市に予算がつきそうですよという話、先ほど質問があったがけ補助のような、補助申請をこちらからしてというんじゃないしに、9月の段階で県から予算はつきそうですよというような流れがあったのかなと思うわけですけども、こういう負担金の場合には負担金条例で一方的に、一方的にと言ったら怒られますけど、県から、こちらからどうぞと、がけ補助のようにね、先ほどあった亀裂が新たに発見されたから追加補正を申請しますという申請手続じゃないしに、県が道路改良なりをして、一方的に言うたらこれだけかかったからこれだけ下さいと、極論すればですね、言い方悪いですけども、そういう流れかなと思うんですけども、その辺のところはちょっと私らは分かりにくいんで、県の負担金条例に基づく手続というのはあらかじめどのような流れになっておるんですか。市からの流れですね。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時28分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前9時30分）

○宮本建設課長

県営道路事業負担金事業につきましては、当初あらかじめ計画をいただいて、それに基づき我々に照会がありまして事業を進めていくわけですね

れども、途中で補正予算なり変更がある場合も事前に照会いただいて、それを了承して進めていくという内容になってございます。

○中村委員

次の道路橋梁維持修繕の 665 万 1000 円ということについて、これは先ほど説明がありましたように、重機の借上料と言われたんですけども、もうちょっと中身を教えてもらいたいですけど。重機そのものは当然、油代も要るし、機械の損料も要るわけですけども、労務費とかなんかも含まれておるのかどうか、あるいはまた、そういう作業をすれば建設残土なんかも出るわけですけども、残土処理の運搬とか処分料とかいろいろなものが発生すると思うんですけど、そういうものもこの借上料の中に一括して含まれておるのか、借上料だけでは分かりにくいのでもう少し詳しく説明願ったと思います。

○宮本建設課長

道路橋梁維持修繕事業の重機借り上げの内容なんですけども、基本的に雨であつたりとかそういったもので市道とかの路側とか山側から土砂が、災害にまでには至らない小規模な崩落があつた場合に業者をお願いをして、その土砂を撤去してもらおうという形になるんですけども、通常の工事のような積み上げ設計が難しいという場合は、建設課として重機借上料の単価というのを毎年設定させていただいております。それを業者等に通知させていただいて、その単価の積み上げで請求していただくという流れになります。その中には、労務単価であつたりとか、土砂の処分費も含まれております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち、建設課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決

することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 34 分）

【産業部】

【林業課】

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 36 分）

これより産業部所管分について審査を行います。審査前に和氣部長より挨拶をちょうだいしたいと思います。

○和氣産業部長

挨拶を行う。

○源委員長

それでは、ただいまより林業課所管分の審査に入ります。

まず、議案第 87 号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは、議案第 87 号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

本施設は、林産物の付加価値を高め、地域産業の活性化を図ることを目的といたしまして、木質ペレット及びおが粉の製造並びに販売を行う施設として整備されたものであります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社エフシーを選定いたしました。

その理由といたしましては、当候補者は、平成 23 年 4 月から本施設の指定管理者であり、城川町下相に事務所を置き、本施設や施設近隣の地理に明るく、木材の知識や原木の取扱いにも慣れております。管理運営上必要な人的・物的能力も有し、本施設の健全な管理運営及び適切な処理が期待できるとともに、本施設の方が一事故や災害発生に際しても早急な対応が可能であり、万全の体制が図られると判断したものであります。

エフシーの概要及び事業計画につきましては、参考資料を御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようよろしく願いいたします。

○源委員長

以上で説明が終わりました。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

当初からこの委託先がエフシーと長年にわたって安定的にやっていただいているから、今後も引き続き指定管理者としてやってもらいたいという話だったんですが、そういう中で、指定期間が来年の令和6年4月1日から3年間となっておりますが、これは3年間という縛りがどこかにあるんですか。例えば、4年とか5年とか長年にわたってずっとやってもらっておいて、今後も継続できそうなどということであれば5年ぐらいであってもいいのかなという気はしますけれども、何か3年にした理由はあるわけですか。

○酒井林業課長

以前は指定管理期間5年としておりましたが、令和4年12月に策定されました西予市公共施設等総合管理計画において、当施設は譲渡協議を行うようになってきていることから、今年度から指定管理者との譲渡等に向けて協議を行っていくこととしておりますので、今回は3年ということにさせていただきますいております。

○中村委員

この参考資料で、収支計画書というのが最後のほうについておりますが、それを見ますと、令和6年度は市から845万円の管理委託料を支払うという計画になっておりますが、長年エフシーがやっておったということであれば、令和5年度までの過去3年間の委託料というのは、これ額が確定しておると思っておりますが、どのような金額になっておるんですか。

○酒井林業課長

委託料につきましては、5年度までは1040万円を指定管理料としておりましたが、企業の努力も協議等でさせていただいて、令和6年度につきましては、指定管理料を下げさせていただいております。

○中村委員

そうすると、ただいまの説明では、過去3年、令和5年度も含めて、毎年度定額で1040万円ということによろしいんですか。

○酒井林業課長

令和5年度までは5年間の指定管理の期間でしたが、その5年については、年間1040万円とい

う指定管理料にしておりました。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時47分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時49分)

○酒井林業課長

先ほどの答弁について補足説明をさせていただきます。

令和5年までの5年間の指定管理料でございますが、1040万円というのは税込み価格であります。それでエフシーの収支計画にあります845万円の指定管理料については税抜き価格ですので、令和6年度については929万5000円を予算計上する予定としております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第87号「西予市木質ペレット製造施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時51分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前9時51分)

続きまして、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち、林業課所管分についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○酒井林業課長

それでは、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」の林業課所管分について御説明いたします。

補正予算書21ページをお開きください。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、3目林業用施設災害復旧費、事業概要、林業用施設災害復旧事業(現年度)に係る補正予算について御説明いたします。補正額は2億3293万円の

増額です。

令和5年6月30日から7月1日の梅雨前線豪雨により被災した林業用施設の機能回復を早期に図るための崩土除去等の重機借上料160万円のほか、工事請負費2億3133万円を計上するものです。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

補正予算書9ページをお開きください。

12款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金、1節農林水産施設災害復旧費分担金、説明欄、林業用施設災害復旧費分担金、補正額は185万円の増額です。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、5目災害復旧費国庫負担金、2節農林水産業施設災害復旧費国庫負担金、説明欄、林業用施設災害復旧費国庫負担金、補正額は2億2207万6000円の増額です。

続きまして、補正予算書12ページをお開きください。

21節市債、1項市債、11目災害復旧事業債、2節農林水産業施設債、説明欄、林業用施設災害復旧事業、補正額は660万円の増額です。

歳入を説明させていただきました分担金、国庫負担金及び起債につきましては、21ページの林業用施設災害復旧事業（現年度）の特定財源として充当されます。

続きまして、債務負担行為について説明させていただきます。

補正予算書5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正一覧表のうち、西予市木質ペレット製造施設管理運営業務委託について、先ほど御説明いたしました指定管理者の指定に伴い、指定期間における事業費の債務負担行為を設定するもので、期間は令和6年度から令和8年度、限度額は2717万円としております。

以上で、林業課所管に係る12月補正予算の内容説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

9ページの林業用施設災害復旧費分担金という

ことで185万円ありますが、このことについてもう少し詳しく説明願ったらと思いますが。

○酒井林業課長

災害復旧事業の分担金でございますが、事業費より国庫負担金を除いた額に20%を掛けたものが地元の分担金となっておりますので、そちらを計上させていただいております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、林業課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時58分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前9時58分）

続きまして、議案第95号「林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について」を議題といたします。

酒井課長より説明を願います。

○酒井林業課長

それでは、議案第95号「林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について」御説明いたします。

本工事は、令和元年8月14日から令和3年2月25日にかけて発生した地すべりによる法面及び路体崩壊等の変異に対し、適切な森林管理を行うための重要な林道として早期復旧を図る必要があることから、令和3年第4回定例会において議決いただき、請負金額1億9470万円で、山本建設株式会社 代表取締役山本初市氏と契約を締結し、令和6年2月の完成に向けて工事を進めているところでございます。

このたび工事におきまして、崩壊土砂の撤去後に現地精査を行った結果、現地適用を図るため、掘削土量、現場吹付法砕工の面積及び排水施設工

の延長が増となりました。この変更により、工事請負金額を96万2000円増額し1億9566万2000円とする工事変更請負仮契約を去る令和5年11月24日に締結いたしましたので議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第95号「林道黒森支線地すべり災害復旧工事変更請負契約について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時01分）

【経済振興課】

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前10時14分）

続きまして、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、経済振興課所管分を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

○浦田経済振興課長

それでは、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、産業部経済振興課所管分について御説明を申し上げます。

それでは、補正予算書に基づき、歳入予算から御説明をいたします。

補正予算書11ページを御確認ください。

17款1項2目総務費寄附金、2節地域振興費寄附金、ふるさと応援寄附金1億円の増額でございますが、昨年度4月から9月の実績と今年度4月から9月の実績を比較して算出しております。こちらにつきましては、口頭での説明というのも

分かりづらいかと思っておりますので資料を配信しております。そちらを御確認いただけたらと思います。

簡単に御説明しますと、上段が4月から9月末までの実績として、令和4年度、5年度の比較になります。下段が令和5年度の見込みとして、案1、案2ということで今後の見通しにつきまして推移をしておりますので御確認をいただけたらと思います。

簡単に御説明をいたします。今年度4月から8月の実績が前年比1.55倍と順調に伸びておりました。また、10月からのふるさと納税制度の改正もあり、9月分の実績は前年の4倍近く伸びております。制度改正等も考慮し、10月、11月は寄附額の伸びが望めないと予測をし前年度同額程度、12月以降は伸び率の回復を見込み、前年の1.55倍とした額で計算をし、年間約6億円の寄附を見込みとしておりますことから、現予算からの増額を見込んだものであります。資料につきましては、案1が先ほど説明した約6億円ということで今回1億円補正をしている状況にあります。

続きまして、18款2項32目ふるさと応援基金繰入金4824万8000円の増額でございますが、先ほど御説明いたしました寄附金収入の増額に伴いまして、返礼品代やポータルサイト利用料等のふるさと納税推進に係る経費も増額となりますことから、これに係る財源として当該基金を取り崩すものであります。

続きまして、歳出予算について御説明をいたします。

補正予算書18ページを御確認ください。

7款1項6目産業創出事業費、ふるさと納税推進事業4824万8000円の増額でございますが、先ほど歳入予算で御説明いたしましたとおり、歳入予算、ふるさと応援寄附金の増額補正に伴いまして、返礼品代や返礼品送付に係る費用、寄附金の収納代行手数料及びポータルサイト利用料に係る支援業務委託料を増額するものであります。財源として、先ほど御説明いたしましたふるさと応援基金繰入金4824万8000円を充当しております。

続きまして、補正予算書22ページを御確認ください。

13款2項1目基金費、ふるさと応援基金事業1億円の増額でございますが、先ほど歳入予算で説明いたしましたふるさと応援寄附金と同額を当

該基金に積立てするものでございます。

以上で経済振興課所管分の説明を終わります。
よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

非常に頑張ってください、ふるさと納税がすごい大きな金額に伸びておると実感しておるところなんですけれども、昨年度3億7000万円と、4億円弱のふるさと納税があったわけなんですけれども、こういう金額に対して、返礼品等の必要経費を差し引いて、実際のところどの程度の収入になっているのかなというのが市民感覚として知りたいところかなと。トータルでは4億円弱ということになっておりますけれども、今後、先ほど説明ありましたように6億円ぐらいを予測しておると、来年度そういうことになるとかなり大きな金額になってきますので、西予市に対してどれだけ助けになっておるのかなということでお尋ねいたします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時21分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時23分)

○浦田経済振興課長

返礼品等の事務経費等を差引まして約4割程度が収益といいますか、おおよその数字になるかどうかと思います。

○中村委員

4割程度ということは、結構大きな金額になっておるとおっしゃって大変ありがたいことだなあと感じております。

先月15日に、ふるさと納税の金額ベースで大きいところとして、この近くで愛南町があったものですから、それでこのメンバーで訪問いたしまして、いろいろ直接話法で話を聞かせてもらったわけですが、そこで示されたものとして、こういうふるさと納税だよりという裏表のものが、出荷者全員に対して中間報告というか、3カ月ごとに報告しておるといいますので、こういうチラシでもってA4サイズで裏表カラーになってはお

りますけれども、比較的金金はかからないと思いますので、こういうような形でそれぞれ出荷者に実態を報告しつつ、その連帯をとっていくというような意味かなと思っておりますが、こういうことは西予市ではやられておるのか、私はやったらいいなと思うんですけどお尋ねいたします。

○浦田経済振興課長

ふるさとだよりにつきましては今年度うちのほう1回行っております。

それと今年につきましては、4月、5月に関して事業者説明会というのを旧町1回ずつ行っておりました、その際にいろんな意見が出ておりますので、説明会等については、来年以降についても継続したいという考えでおります。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時26分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時48分)

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち、経済振興課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時49分)

【農業水産課】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前10時54分)

これより農業水産課所管分の審査に入ります。

まず、議案第80号「西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

担当課長より説明を願います。

○松末農業水産課長

それでは、議案第80号「西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について」

提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市城川特産品センターに休業日を設定するため、本条例の一部を改正するものであります。

本施設につきましては、市内で生産する農林畜産物と未利用資源を活用し、地域特産品の加工及び販売の合理化や研究開発を行い、農林畜産物の付加価値を高め、地域産業の活性化を図ることを目的に整備された施設であります。

本施設は、現在営業日が年中無休となっておりますが、求人を募集しても応募が少なく、現在の人員では勤務交代を円滑に行うことが難しく、勤務体制に支障を来しております。また、近隣にあるジオミュージアムやギャラリーしろかわの休館日である毎週火曜日は観光客が少ない状況です。

これらのことから、近隣施設との休業日の整合性を図り、営業を円滑に行うことを目的として、毎週火曜日と1月1日を休業日とするものであります。

御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 80 号「西予市城川特産品センター条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 81 号「西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第 81 号「西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由

の御説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市城川食肉加工センターの休業日を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

本施設につきましては、県内産豚肉等を活用し、地域特産品の加工、販売及び研究開発を行い、畜産経営の安定と地域の活性化に寄与することを目的に整備された施設であります。

本施設は、現在休業日が毎週火曜日と12月31日から1月2日までとなっておりますが、食品製造工場として考えた場合、平日の火曜日が休業日のため、仕入れや配送などの業務効率が低下している状況です。また、本施設では、製造した製品を施設内で販売しておりますが、特産品センターでも同じ商品が購入できるため、立地的にもわざわざ日曜日に訪れるお客様が少ない状況です。

これらのことから、業務を円滑に行うことを目的として、毎週日曜日と12月30日から1月3日までを休業日とするものであります。

御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 81 号「西予市城川食肉加工センター条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時59分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時00分)

続きまして、議案第 84 号「西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について」を議題といたします。

松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第 84 号「西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市城川特産品センター、西予市城川農産物加工センター、西予市城川食肉加工センター及び西予市城川産地形成等促進施設の 4 施設は、市内農畜産物の加工、販売を行うとともに、これらの施設を通して都市との交流促進を図るなど、地域の活性化に寄与することを目的として設置された施設であります。

今回、指定期間の満了に伴い、4 施設の指定管理者の候補者といたしまして、西予市指定管理者等選定評価委員会での協議の結果、非公募により株式会社城川ファクトリーを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設設置以来一貫して運営管理を行ってきたことから、施設の経営に関する十分なノウハウを有しており、さらに、これまでの経営戦略や営業努力により、地域の期待に応える売上実績が達成されており、施設設置目的に沿った適切な運営がなされていることなどから、これら 4 施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

以上、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

この 4 施設の委託料が、令和 6 年度は 1562 万 6000 円となっておりますけれども、これまでの、過去の例として、令和 5 年度、4 年度、3 年度、それぞれ幾らぐらいの委託料が西予市から支払われておるのかなと思ひまして。今度は上がっておるか下がっておるか、その辺が分かりにくいもんですから説明をお願いします。

○松末農業水産課長

ただいまの指定管理委託料の御質問でございますが、指定管理委託料については、平成 23 年頃から同額の委託料を支出しているところでございます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兵頭副委員長

ただいま平成 23 年からというお話だったんですけど、ここ最近資材の高騰などがあって、かなり原材料費も上がると思うんですけど、そこから辺のやりくりというのはこの指定管理者が行うということで増額はないという考えでよろしいんですか。

○松末農業水産課長

原材料等々の価格高騰に対する対策でございますが、今年度から経営体制が変わりまして役員も交代したということでございます。ただいま業務改革を進めておりまして、生産品の取捨択一などによって効果を図り、さらなる売上げ向上を目指している状況です。主力製品であります栗の加工につきましても、農業生産法人西の栗を新たに立ち上げる予定でおりまして、それに向けて進めておるところでございます。園地を借受けて原材料の確保を積極的に進めていくということで、その辺は企業努力で原材料を集めていただくと、できるだけ自分のところで生産して原材料を確保するということに努めるということでございます。

市としては、来年度の指定管理料は値上げをすることなく同額で支出していくという考えでございます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第 84 号「西予市城川特産品センター等の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 85 号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第 85 号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は漁港内に係留しているプレジャーボート等の係留場所を確保することにより、水域利用の調整を行い、海洋性レクリエーション地域の基地として位置づけ、地域の活性化を図ることを目的に設置された施設であります。

今回、本施設の指定期間満了に伴い、次期指定管理者の選定を行うため、去る 8 月 25 日から 1 カ月間、指定管理者の公募を実施したところ、1 件の申請があり、西予市指定管理者等選定評価委員会において審査の結果、ササキマリン株式会社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものでございます。

その選定理由といたしましては、平成 20 年 7 月の施設供用開始以来、長年類似施設を運営してきた実績と豊富な経験を生かし、施設の適正な運営管理がなされてきたこと。さらに、同社は、地域と密着し、地域振興及び地域の活性化に寄与することを経営の基本理念ととらえており、経営に対する積極的な姿勢も見られることから、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○兵頭副委員長

先ほどまでの指定管理者は、業種が違うんですけど、指定管理期間が 3 年というのが多かったんですけど、この場合は 5 年になっておりますけど、この振り分けはどういうふうにされるわけですか。指定管理者の期間、3 年と 5 年の違い。

○松末農業水産課長

指定管理期間の判断でございますが、例えば、先ほど御承認いただいた城川ファクトリーでございましたら、役員が交代したということもございまして、ある程度短い期間でその経営状況を見ながら、次の指定期間の判断をしていくということですので、ある程度 3 年という期間にさせてもろとるところがございまして。二及漁港施設の場合、

長年経営を安定的に運営してもらっておりますので、そういう観点から、ある程度の長期間の指定管理でも経営的に大丈夫だろうという判断で 5 年ということにさせていただいております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

この場所での係留は、令和 6 年の保管料の計画で見ると 79 艇ぐらいを保管されるようになってるんですが、これは 79 というのが満杯な状態なわけでしょうかね。この係留できる数というのはどの程度あるのかをお願いいたします。

○松末農業水産課長

係留可能な艇数ですが、海上浮棧橋が 73 艇、それから陸上保管が 18 艇ということになっております。

○佐藤委員

では令和 6 年度の計画書では、全部埋まっている状態ではないということですかね。

○松末農業水産課長

佐藤委員言われるように、全て埋まっているということでの計画ではございません。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村委員

先ほどの説明では、平成 20 年から供用開始しておるということで、西予市からの指定管理料の支出は、令和 6 年度の事業計画見ましてもないということ、非常に健全経営かなと思うわけですが、今まで委託料の支払いというのはなかったのかどうか。その点と、これ相当たつわけですよね、15 年ぐらいたつわけですが、修繕費とかいろいろ施設の老朽化に伴うそういう経費がかかると思うんですけども、協定の中身が分からないから私も何とも言えないんですけども、そういう修繕費等も含めて、ササキマリンですか、そういう委託先が今まで負担をして修繕などもしてきたのかどうか、その辺お尋ねします。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 14 分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 17 分)

○松末農業水産課長

今までの委託料の支払いはどうなっているかと

ということと、修繕の関係についてお答えをさせていただきます。

今までの委託料の支払いなんですけど、開設以来、委託料を支払ったということはありません。

修繕の関係なんですけど、協定の中で150万円未満は指定管理者で修繕する。150万円以上の大規模なものについては、市で修繕をしていくというような協定内容になっております。今までに150万円以上の大規模な修繕、市が修繕するようなものはございませんでした。細々した修繕はございますが、150万円以下のものについては、指定管理者で修繕をしていただいております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第85号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第86号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

松末課長の説明をお願いします。

○松末農業水産課長

議案第86号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市明浜農産物集出荷施設は、西予市明浜地域における農産物を産地直送により消費者へ届け、消費者のニーズに対応し、顔の見える販売体制を確立し、地域産品の多様な利活用を図るとともに、交流を主体に地域農業の活性化促進を目的に整備された施設であります。

今回、指定期間の満了に伴い、本施設の指定管理者の候補者といたしまして、西予市指定管理者等選定評価委員会での協議の結果、非公募により農事組合法人無茶々園を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであり

ます。

その理由といたしましては、まず、無茶々園が、平成23年度から令和5年度まで指定管理者として13年間の堅実な実績があること。さらに、無茶々園は、地域振興及び地域の発展を図ることを経営の理念としてとらえており、公の施設としての効用が最大限発揮できること。これらにより、農事組合法人無茶々園が、施設の効率的・効果的な管理運営を実現できる人的・物的能力があり、指定管理者としての能力を十分有していることから、本施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第86号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時22分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前11時22分)

続きまして、議案第88号「新たに生じた土地の確認について」及び議案第89号「字の区域を変更することについて」の2案を関連がありますので一括して審査を行います。

松末課長より説明を願います。

○松末農業水産課長

議案第88号「新たに生じた土地の確認について」、議案第89号「字の区域を変更することについて」関連がございますので一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この2つの議案に関する場所につきましては、明浜町田之浜でございます。田之浜地区で実施し

ておりました田の浜（高山）漁港西物揚場整備工事につきましては、安全な係留施設や漁業作業用地を整備することで、用地不足を解消し安全で効率的な施設の利用及び労働条件を改善するため、平成 30 年度から整備を進めてまいりました。明浜町田之浜地区における公有水面埋立免許を得て施行した漁港整備の工事について、当該工事を竣工しましたので、埋立てに伴い新たに生じた土地 1 カ所の確認について、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

また、今回の新たに生じた土地を近接する字の区域に編入するため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

この新たに生じた土地の表示登記とか所有権の登記とか、そうなれば地目も決まってくるわけですが、その辺はどうなっておるんですか。

○源委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 25 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 28 分）

○松末農業水産課長

登記のことに關してでございますがお答えをいたします。

まずはこの議案第 88 号と議案第 89 号を議会で承認いただくということが先決でございます。その議決をいただいた後、法務局に登記の申請をするわけでございますが、今の計画では、表示については、雑種地なり提なり法務局と相談しながら表示をしていく。それから所有権につきましては西予市ということでございます。

スケジュールにつきましては、承認を得てから 1 カ月以内という決まりがございますので、1 月中旬には登記をしていくというような計画でございます。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

それでは、議案それぞれについて採決を行います。

まず、議案第 88 号「新たに生じた土地の確認について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 89 号「字の区域を変更することについて」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 30 分）

○源委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 30 分）

続きまして、議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち、農業水産課所管分を議題といたします。

松末課長の説明を求めます。

○松末農業水産課長

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」農業水産課所管分について説明をさせていただきます。

補正予算書 17 ページをお開きください。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費の 5 億 2055 万 8000 円を 272 万 9000 円増額し、5 億 2328 万 7000 円とするものです。

今回の補正は、農業後継者育成事業において、国から県を経由し市に交付される交付金を財源として、就農時の年齢が 50 歳未満の独立自営する交付要件を全て満たす認定新規就農者に、令和 3 年度以前に就農したものは 5 年間、令和 4 年度以降は 3 年間、年間 150 万円を交付する農業次世代人材投資資金交付事業を実施しているところですが、令和 2 年度に就農し交付金を受給している農業者が、令和 5 年 3 月末に離農の意思を固め、離農届が提出されたことから、過年度県補助金返還

金 272 万 9000 円を計上するものでございます。財源については、諸収入を充当いたします。

続いて、9 目農業施設管理費の 9953 万円を 85 万 4000 円増額し 1 億 38 万 4000 円とするものです。

今回の補正は、シルク博物館管理運営事業及び改善センターたかがわ維持管理事業において、電気料の前年度との実績比較見込みにより不足見込額が生じるため電気料を増額補正するもので、シルク博物館管理運営事業では 51 万 8000 円、改善センターたかがわ維持管理事業では 33 万 6000 円を増額計上するものであります。財源については、シルク博物館管理運営事業は一般財源、改善センターたかがわ維持管理事業は諸収入を財源としております。

続いて、18 ページをお開きください。

6 款農林水産業費、3 項水産業費、2 目水産業振興費の 608 万 8000 円を 694 万 3000 円増額し、1303 万 1000 円とするものです。

今回の補正は、漁業関係各種補助金事業の西予市魚類養殖等特別支援事業において、長引く魚価の低迷、燃油・飼料価格高騰などによる経営難を抱える魚類養殖等漁業者の経営の安定を図り、赤潮等予測不能な自然災害から経営を守る唯一の手段である全国漁業共済組合連合会が行う養殖共済への加入を促進するため、補助金を計上するものでございます。

事業内容は、西予市内の養殖業者が養殖共済に加入するための契約掛金を補助対象経費とし、補助率 4 分の 1 以内、上限 100 万円を事業を総括する漁業協同組合を経由して支援するもので、今回の補正で、魚類養殖等共済支援事業補助金 694 万 3000 円を計上しております。財源は一般財源を充当します。

歳出予算は以上となります。

続いて、歳入予算を御説明申し上げます。

補正予算書 11 ページにお戻りください。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、6 節農林水産業費雑入において 306 万 5000 円増額するものです。

今回の補正は、改善センターたかがわ維持管理事業に電気料 33 万 6000 円、農業後継者育成事業に新規就農総合支援事業交付金返還金（過年度分）272 万 9000 円を充当します。

続いて、債務負担行為について説明させていただきます。

補正予算書 5 ページをお開きください。

第 2 表の債務負担行為補正一覧表のうち、西予市城川農産物振興施設管理運営業務委託について、先ほど御説明いたしました施設の指定管理者の指定に伴い、指定期間における事業費の債務負担行為を設定するもので、期間は令和 6 年度から令和 8 年度まで、限度額は 4687 万 8000 円としております。

以上で、農業水産課所管分の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○源委員長

説明は以上となります。

これより本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村委員

17 ページの農業後継者育成事業 272 万 9000 円についてなんですけれども、先ほど説明いただいたのは令和 5 年 3 月末に就農者が離農されたということでこの金額になるということだったんですが、歳入のところを見ますと 272 万 9000 円という金額が返還金として入っておりますが、就農者から返還があったものと思われすけれども、この返還金はいつからいつまでどういう計算でこういう端数といいますか、272 万 9000 円というかなり細かい金額になっておるようなんですけれども、この辺の計算方法、これらについて就農者が離農されたという期間かなという気はするんですけど、どういう計算で成り立つのかなと思いますのでその辺お尋ねいたします。

○松末農業水産課長

返還金を受ける金額の積算でございますが、この方が就農してから 3 月末で離農するまでの間に支払われた交付金の額全額を返還していただくということになっております。それが条件で就農されて、離農される場合には返還ということでございます。

返還金額の積算でございますが、年間 150 万円というのが基本でございます。150 万円が最高ですが、150 万円に満たない金額を支給することもございます。というのが年間の所得が多い場合は、その分を差し引いて交付するというようになって

おります。計算式としましては…。

○源委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 41 分)

○源委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 42 分)

○松末農業水産課長

支給額の積算でございますが、350 万円から所得を差し引いたものに5分の3を掛けまして、それで算出した額が年間の支給額になります。

所得が100万円未満でありますと全額の150万円が支払われるわけですが、150万円以上あるとその額を350万円から差し引くということでございます。350万円から所得に応じてその額を差し引いたものに対して5分の3を掛けるということで算出した額を年間の支給額としております。100万円以下であれば150万円、満額が支給されるという計算式になっております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

○宇都宮委員

漁業関係各種補助金事業で、魚類養殖等共済支援事業補助金の分なんですけれども、ここ数年はコロナの交付金でされていたのかなと思うんですけど、今回コロナ前ぐらいの金額にさせていただいているのかなと思うんですけど、今後これからもこの金額で年々していられる予定なのか、その辺り御説明いただけたらと思います。

○松末農業水産課長

宇都宮委員が言われるように、コロナ交付金がずっとありましたので、その間はそれを財源に予算を確保しておりました。コロナ交付金もう国から来ないということもございます。今後、物価高騰対策でどの程度その予算が来るかというのは、まだ不透明なところがございます。原課としましては、同じ規模の予算を要求していきたいというふうに考えておりますが、御存じのように西予市の財政状況厳しいということもございますので、原課としては要求しますが、なかなか要求どおりにならないということもあるのかなというふうに思っております。

○源委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち、農業水産課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○源委員長

挙手全員により当委員会として原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして、産業部の審査を終わりたいと思います。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時46分)

【請願】

○源委員長

再開を告げる。(再開 午後 1 時 10 分)

それでは、請願第2号「水田活用の直接支払交付金における制度見直しの中止等を求める請願書」についてを議題といたします。

請願の内容についてはタブレットに配信しております。説明は省略しますのでお目直しをお願いいたします。

この請願内容について、委員の皆様より意見ををお願いします。

○佐藤委員

意見書、内容を見てみると全くそのとおりではないかなと思うところもありますので採択すべきではないかと思います。

○源委員長

ありがとうございます。

ほかに意見はありませんか。

○兵頭副委員長

私も佐藤委員が言われたように、今回の請願書、水田利用の根本というのが崩れてしまうので、ぜひともこの請願書は提出すべきだと思います。

○源委員長

ありがとうございます。

それでは今2名の委員からこの請願について採択すべきという形で意見をいただきました。

ほかに意見はありませんか。

[発言する者なし]

○源委員長

特にないようでしたらこれより採決を行います。請願第2号「水田活用の直接支払交付金におけ

る制度見直しの中止等を求める請願書」について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○源委員長

挙手全員により当委員会として採択することに決しました。

なお、この請願については、国に対して意見書を提出するようになってございます。意見書（案）がついておりますので、この内容を最大限取り入れて、また、意見書を正副委員長及び事務局で協議して作成し、皆様にまたお諮りをしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案についての審査は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午後 1 時13分

西予市議会委員会条例第30条第 1 項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長

源 正樹